

## 業務委託契約書

〇〇株式会社（以下、甲という）と株式会社△△（以下、乙という）は、業務の委託に関して、次の通り契約を締結する。

第1条（契約の成立） 甲は、乙に対し工場内清掃業務に就いて委託し、乙はこれを承諾した。

第2条（業務の内容） 前条の工場内清掃業務は、履行に必要な関連業務並びに付随業務を含むものとする。

第3条（契約期間） 本契約の期間は、平成23年8月1日から平成24年7月31日までの1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかから異議を申し出ない限り、自動的に1年間同様の内容で更新されるものとし、以後同様とする。

第4条（報告義務） 乙は、業務処理の内容について報告書を作成して毎月末日までに甲に提出する。

第5条（秘密保持） 乙は、本契約期間中、本契約の終了後を問わず、本契約に基づき知り得た一切の情報を、第三者に開示・漏示してはならない。

第6条（委託料の支払） 本契約における委託料は、月額金八拾萬円とする。

2 甲は、当月分の委託料を乙指定の金融機関口座に振り込みの方法によって、翌月15日（金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）までに支払うものとする。

3 甲は、乙が第4条に定める報告書の提出を怠った場合は、その提出があるまで当月分の支払いを停止することができる。

第7条（契約解除） 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、何ら催告を要せず本契約を即時解除することができる。

- (1) 営業停止又は営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産、会社更生法の申立及び民事再生手続の申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
- (4) 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
- (5) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

- (6) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 支払い停止若しくは支払い不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分若しくは警告を受けたとき
- (8) 前各号に準じる事実が生じたとき

第8条（合意管轄） 本契約により生じる権利義務に関する争いを解決するための第一審の管轄裁判所は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所とする。

第9条（協議） 本契約について定めのない事項は、甲乙協議により定める。本契約中の条項の解釈の疑義についても同様とする。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成23年7月15日

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

甲（委託者） ○○株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

愛知県江南市赤童子町大堀90番地

乙（受託者） 株式会社△△

代表取締役 △△△△ 印